

**山内委員長記者会見のポイント**  
**(第 243 回 (1 月 17 日) 郵政民営化委員会終了後)**

**1. 本日の委員会議事について**

- ・ 株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について意見募集を行った結果、団体から 8 件、個人から 3 件の意見があり、賛成 4 件、反対 6 件、その他 1 件であったことの報告を受けた。意見陳述の希望があった 4 団体からヒアリングを行った。また、金融庁・総務省からもヒアリングを行った他、意見書の論点整理を行った。今後、これらを踏まえて、意見の取りまとめを行うこととした。

※ 意見提出に加え陳述を行ったのは、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国銀行協会。

文書のみによる意見は、一般社団法人全国信用組合中央協会、日本郵政グループ労働組合、農林中央金庫、全国郵便局長会、個人 3 件

- ・ 1 月 7 日に株式会社かんぽ生命保険から金融庁・総務省へ届出があり、11 日に金融庁・総務省から届出についての通知を受けた新規業務（法人向け商品の受託販売等）について、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和 3 年 10 月）」に則り、調査審議が必要かどうかを審議した結果、かんぽ生命保険は、既に郵政民営化法上の認可を受け他の生命保険会社の受託販売を実施しているが、今回の届出は、一定数の他の生命保険会社からの要望を受けてその取扱範囲について拡大を行うものであり、利用者利便の向上に資するものであることから調査審議を行う必要はなくその実施についても問題ないと判断した。

**2. 委員会の質疑応答等について**

**【株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請に関する関係者からの意見聴取】**

① 団体から出された意見

- ・ 全国銀行協会  
新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、公正な競争条件の確保、利用者保護、地域との共存等の観点を総合的に検討し、その可否を判断する必要がある。
- ・ 日本郵政グループ労働組合  
利用者利便の向上につながると考えるので、新商品をスピーディーに導入できるよう、早期の認可を求める。

② 各団体からの意見陳述を受けてのヒアリングに関しての質疑応答

- ・ 「適正な資金規模への縮小が重要とのことだが、どのくらいの規模が適正と考えて

いるか。」との質問に対して、全国地方銀行協会からは「現在の規模は肥大化しており、市場の急変等のリスクが顕在化した場合、ゆうちょ銀行の企業価値が毀損して、最終的に国民負担につながるおそれもある。リスクを機動的にコントロールできる適正な規模へ縮小していくことが必要である。」との回答があった。また、全国信用金庫協会からは「ゆうちょ銀行の規模（貯金残高 189 兆円）は、信用金庫業界全体（預金残高 155 兆円）と比べても大きい。また、ゆうちょ銀行は政府の間接出資により大きな信用力がある。どの位の規模が適正なのかへの答えにはなっていないが、信用金庫業界からは巨大な金融機関という存在に見えるということをご理解いただきたい。」との回答があった。

- ・ 「間接的な政府出資がゼロになるまでは投資一任など新規業務に進出するのは早いという主張は論理が飛躍しているのではないか。」との質問に対して、第二地方銀行協会から「完全民営化に向けた道筋が示され、実施が担保されていれば、新規業務の全てについて反対するものではないが、現時点では道筋が示されていない。」との回答があった。  
これに対して、当該委員から  
「例えば、ゆうちょ銀行の販売力が強すぎるとかコンプライアンスが不足しているとの主張と政府が間接出資していることがどう関係するのかが分からない。」との意見があった。
- ・ 「ゆうちょ銀行の不適切な投信販売があったことについて過度なノルマが原因であったとの指摘があるが、今後過度のノルマとなっていないかどこが見ていくのか。」との質問に対して、金融庁から「営業目標等の立て方はゆうちょ銀行の経営判断であるが、適切な販売態勢になっているかどうかについて話を聞いていくことになる。」との回答があった。

### 3. 記者との質疑模様

- ・ （ゆうちょ銀行の適正な資金規模への縮小について、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模が適正なのか委員長の考えは、と問われ、）ゆうちょ銀行は経営の健全性を確保する観点から資産負債管理を求められている。上場後は市場からの厳しい監視下に置かれている。バランスシートの規模については、市場原理に基づいて自ずと適正化されるものと考えている。
- ・ （かんぽ生命については、配慮義務があると聞いているが、株を過半売却したことにより、手続や考え方について何か変わることはあるのか、と問われ、事務局の回答) 昨年 10 月に委員会できりまとめた届出制度に関する運用方針においても配慮義務について記載されている。50%を下回ったことにより、認可制から届出制に移行しても、配慮義務がかかっているが、手続としては届出制のもとで調査審議の要否について本日審議を行っていただいた。結果として、今回は調査審議を行う必要はないと委員会で決したという状況である。

- ・（調査審議が必要な時は、例えばパブコメを行うのか、と問われ、事務局の回答）届出制度に関する運用方針を決めた後、昨年11月に届出のあった医療特約の件については、調査審議が必要であるとの委員会の判断に基づき、パブリックコメントは行わなかったが、生命保険協会等複数の団体から意見聴取をした上で届出内容について問題ないという委員会の結論を昨年12月に出している。今回は届出制になってから2件目の届出である。

－以上－